

横浜保育室 施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 登園日数に応じた保育料の日割り対応について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する登園自粛要請については、令和 2 年 5 月 22 日付こ保運第 1241 号「登園日数に応じた保育料の日割り対応について（通知）」でお知らせしたとおり、令和 2 年 4 月 8 日～6 月 30 日の期間について、登園日数に応じた保育料の日割り対応を行いました。

しかしながら、その後も新型コロナウイルスの新規感染者が発生しつづけており、横浜保育室におかれましても、園関係者の感染や濃厚接触者への特定がみられます。そのため、横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2 歳児クラス）については、濃厚接触者に特定された場合などに、横浜市として登園自粛要請を行っているため、令和 2 年 7 月 1 日以降についても、個別に保育料の日割り対応をさせていただきます。

各園におかれましては、以下の内容をご確認いただき、該当児童の確認、助成金の申請等、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

下記（1）～（4）のいずれかに該当する場合は、横浜市として登園自粛要請を行っているため、日割りの対象となります。

（1）	保健所や医師の指示に基づき、児童の PCR 検査受検が決定したのち、結果が出るまで。
（2）	児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで。
（3）	児童が感染したのち、登園可能となるまで。
（4）	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に帰国又は入国できないとき。若しくは、入国後に経過観察を受けている期間。

※登園自粛要請期間（日割り対応対象期間）の考え方については、「別紙 1」を参照してください。

※本市の指示により休園した場合の保育料の日割り対応については、この通知とは別に、個別にご案内します。

※（4）に該当した場合は、「別紙 3 渡航・入国制限等による登園不能申告書」を帰国後の保護者に配布し、園で実際に登園開始した日を記載の上、助成金申請書に添付してください。

## 1 対象児童

次の2つの要件をすべて満たす児童

- ・横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料0円）	幼児教育・保育の無償化給付
課税	<b>今回の助成（日割り対応）対象者</b>	（上限37,000円）の対象

- ・横浜市民または川崎市民

## 2 日割り対応の具体的な方法

### (1) 日割り対応の流れ

登園自粛要請期間確定後				
市		②日割り助成金交付決定	④日割り助成金交付	
施設	①日割り助成金交付申請	③日割り助成金請求	⑤保護者へ返還	⑦市へ精算手続き（保護者からの受領証明書の写しを市へ提出）
保護者			⑥受領証明書を園へ提出	

※①～⑦の番号順に手続きを進めてください。

ア 令和2年7月1日～令和3年1月31日の分について

各月ごとにまとめたうえで申請してください。

申請期日：令和3年2月26日（金）…この日までに①の手続きを完了してください。

イ 令和3年2月1日以降の分について

申請期日：該当月の翌月15日まで…この日までに①の手続きを完了してください。

※①の手続きに必要なものは

「様式1 横浜保育室事業における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金交付申請書」及び「様式1 別紙交付申請内訳書」の2つの書類です。

### (2) 助成金交付までのスケジュール

申請日から2か月程度で交付する予定です。

### (3) 助成金交付に伴う申請等の手続き

日割り対応は、『横浜保育室事業における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金要綱』に基づく対応のため、交付申請等の各手続きを上記「日割り対応の流れ」のとおり進めてください。

**※通常の四半期ごとの横浜保育室事業助成金の概算請求や精算請求とは別の手続きです。**

**※助成金申請に伴う必要書類は、本通知に同封しているものをコピーして使用するか、本市ホームページからダウンロードしてください。**

【ダウンロード用 URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/y\\_hoikushitsu\\_jigyuu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/y_hoikushitsu_jigyuu.html)

### (4) 日割り対応に関する書類の提出先

〒231-0015 横浜市中区尾上町1丁目8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 **横浜保育室日割り助成担当**

## 3 各施設の皆様にご協力いただきたいこと

(1) 日割り対応を実施するため、本市が登園自粛要請を行う場合に該当する児童及び該当する日数を把握してください。

※必要に応じて、以下の3つの文書を**1の対象児童（0歳～2歳クラスのうち無償化対象となっていない児童）**の保護者の皆様に配付して、該当児童及び該当日数を把握してください。

- ・「登園日数に応じた保育料の日割り対応について」
- ・「別紙1 登園自粛要請期間（日割り対応対象期間）の考え方」
- ・「別紙2 登園自粛要請期間該当日報告書」

(2) 把握した情報を取りまとめて、様式1及び様式1別紙を用いて横浜市へ申請してください。

※「別紙2 登園自粛要請期間該当日報告書」を横浜市に提出する必要はありません。

## 4 市外の方の取扱いについて

### (1) 川崎市民について

横浜市民と同一の算出方法を用いて、登園しなかった日数に応じて保育料を返金します。

### (2) 川崎市を除く、市外にお住まいの方について

今回の取扱いは、**対象外**となります。保育料の日割りについてはお住まいの市町村にお問い合わせください。3(1)の保護者向け文書についても配付は行わないようにしてください。

問合せ先

【横浜保育室保育料の日割りについて】 TEL:045-671-0234

【横浜保育室の制度について】 TEL:045-671-3564

0～2歳児クラスの保護者に配付してください

令和3年2月12日

横浜保育室0～2歳児クラスの  
保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

登園日数に応じた保育料の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年7月1日以降については、お子様が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定されるなどの場合に、横浜市として登園自粛要請を行っているため、個別に保育料の日割り対応を行います。

つきましては、お子様が令和2年7月1日以降、下記(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、すみやかに園へご報告いただきますようお願い致します。

(1)	保健所や医師の指示に基づき、児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで。
(2)	児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで。
(3)	児童が感染したのち、登園可能となるまで。
(4)	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に帰国又は入国できないとき。若しくは、入国後に経過観察を受けている期間。

※登園自粛要請期間(日割り対応対象期間)の考え方については、「別紙1」を参照してください。

1 対象児童

次の2つの要件をすべて満たす児童

- 横浜保育室の基本助成費の対象児童(0～2歳児クラス)のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象(利用料0円)	幼児教育・保育の無償化給付
課税	<b>今回の助成(日割り対応)対象者</b>	(上限37,000円)の対象

- 横浜市民または川崎市民

2 保護者の皆様が行う手続

- (1) 上記表の(1)～(4)に該当する場合は、園へ報告してください。

※園から、「別紙2 登園自粛要請期間該当日報告書」での報告を求められた場合は、お手数ですが報告書の作成にご協力ください。

- (2) 施設から返金を受けた場合は、受領証明書を施設にご提出ください。

※登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

裏面あり

### 3 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常保育料×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 登園自粛要請期間については、普段登園していない曜日（例：土曜日など）についても、保育料減額の対象として計算します。
- 登園自粛要請期間でない期間については、登園の有無に関わらず、登園したのものとして計算します。

### 4 日割り対応の流れ

すでにお支払いいただいている保育料から、変更後の保育料を引いた額が各施設から返金されます。

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

TEL : [045-671-3564](tel:045-671-3564)

MAIL : [kd-uneishidou@city.yokohama.jp](mailto:kd-uneishidou@city.yokohama.jp)

登園自粛要請期間（日割り対応対象期間）の考え方

(1) 児童のPCR検査の受検が決定した日から、結果が出るまで（検査結果が陰性でも保育料は日割りになります）

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
児童	(1)	PCR指示	PCR検査					検査結果																							
		登園自粛要請(保育料日割り)																													

(2) 児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
児童	(1)	PCR指示	PCR検査					検査結果																							
	(2)	健康観察																													
		登園自粛要請(保育料日割り)																													

(3) 児童が感染したのち、登園可能となるまで

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
児童	(1)	PCR指示	PCR検査					陽性																							
	(3)							陽性																							
		登園自粛要請(保育料日割り) (1) によるもの							登園自粛要請(保育料日割り) (3) によるもの																						

(4) 児童が帰国した場合

月	12月																																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
児童	(4)	渡航中							帰国	経過観察																							
		保育料日割り(4)※児童が渡航している場合のみ							保育料日割り(4)																								

(4) 保護者が帰国し経過観察となった場合

月	12月																																	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
保護者	(4)	渡航中							帰国	経過観察																								
		保育料日割り(4)							保育料日割り(4)																									

【参考】保育料日割り計算例(保育料が58,100円の場合)

(1)の場合

令和2年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		①	②	③	④	⑤
6	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
13	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
20	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
27	㉖	㉗	㉘	㉙		

登園日数 = 18日

- 12月1日及び12月9日～12月31日  
(登園の有無に関わらず、登園したも・・・18日【○】  
のとして計算)
- 12月2日～12月8日  
(普段の利用形態に関わらず、減額の・・・6日【◇】  
対象として計算)

変更後の保育料 …… 58,100円×18日÷25 = 41,830円 (10円未満切り捨て)

日割り返還額 …… 58,100円 - 41,830円 = 16,270円

## 登園自粛要請期間該当日報告書

報告日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

施設名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

### 登園自粛要請期間

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 理由

(1) ~ (4) のうち、いずれかに「○」をつけてください。(複数選択可)

※ (1) ~ (4) 以外の理由の場合は、登園自粛要請期間に該当しません。

(1) 保健所や医師の指示に基づき、児童の PCR 検査受検が決定したのち、結果がでるまで。

(2) 児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで。

(3) 児童が感染したのち、登園可能となるまで。

(4) 外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に帰国又は入国できないとき。若しくは、入国後に経過観察を受けている期間。

※この書面は、保護者が園へ報告する際に使用するものです。

## 渡航・入国制限等による登園不能申告書

私は日割り計算による利用料（保育料）の減額の適用を受けるため、チェックをした期間を申告します。

<input type="checkbox"/>	(1) 児童が新型コロナウイルス感染症により、日本へ帰国できず、日本国外に滞在した期間と入国後の児童が外出を控えるよう要請された期間(健康観察期間)について
<input type="checkbox"/>	(2) 保護者が帰国し、新型コロナウイルス感染症により外出を控えるよう要請され、児童も外出を控えるよう要請された期間(健康観察期間)について

申請者氏名（給付認定保護者氏名※1）

※1 認定（変更）決定通知書に記載されている保護者が申告してください。

児童氏名	生年月日
	年 月 日
渡航先 ※2	
渡航期間 ※2	
年 月 日～ 年 月 日	
児童の健康観察期間	
年 月 日～ 年 月 日	

※2 (1) の場合児童の渡航先と渡航期間を記入してください。  
 (2) の場合保護者の渡航先と渡航期間を記入してください。

以下、園記入欄

帰国してから初めて登園した日	登園していない期間
年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

提出先（郵送のみ）（園から横浜市へ郵送してください）

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 9階 こども青少年局保育・教育運営課 横浜保育室日割り助成担当
--